

大田市告示第16号

令和3年度大田市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付金）支給事務実施要綱（令和3年大田市告示第191号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月24日

大田市長 楫野弘和

第1条中「令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知」の次に「。以下「国要領」という。」を加える。

第2条第2号中「別記第1」の次に「又は第3」を加え、同条第4号中「高校生（これに準ずる者を含む。）児童」を「高校生又はそれに準ずる児童（配偶者を有しているものを除く。以下「高校生等」という。）」に改め、同条第5号中「児童手当」の次に「（児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号中「児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付の受給者を除く。」を「法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。以下同じ。」に改め、同条第8号中「別記第2」の次に「又は第4」を加え、同条に次の3号を加える。

(9) 前養育者 国要領に基づき実施される令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付金）第1部ⅠからⅣまでの支給対象（市外を含む。）をいう。

(10) 子育て特別給付金 国要領第1部Ⅲに規定する子育て世帯等臨時特別支援事業給付金をいう。

(11) 支援給付金 国要領第1部Ⅴに規定する子育て世帯等臨時特別支援事業給付金をいう。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、支援給付金の場合には、前養育者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び第4の対象児童のために前養育者が当該給

付に相当する額の金銭等を費消していた場合においては、その額を控除する。

第6条に次の1項を加える。

- 5 支援給付金の申請に係る第3項の規定の適用については、同項中「様式第3号」とあるのは「様式第5号」と読み替えるものとする。

別記を次のように改める。

別記（第2条関係）

第1 子育て特別給付金の支給対象者

- 1 子育て特別給付金は、令和3年9月分の児童手当受給者、高校生等を養育している者であって児童手当の本則給付相当の受給者である者若しくはそれに準ずる者で令和3年9月30日の基準日（以下「基準日」という。）に市に住所を有するもの（施設設置者等を含む。）又は令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者に対して支給する。
- 2 子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① 基準日後に受給者等が死亡した場合（この2の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生等を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定される	左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生等

<p>までの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）又は里親等へ委託され若しくは障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生等（以下「高校生等の施設入所等児童」という。）であることを市が把握した場合</p>	<p>の施設入所等児童が委託されている里親等又は左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生等の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p>
<p>③ 基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別に行っている当該受給者等の配偶者（現に第2に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合</p>	<p>左欄に掲げる当該受給者等の配偶者</p>

第2 子育て特別給付金の対象児童

第1に規定する者（以下「子育て特別給付金支給対象者」という。）に支給される子育て特別給付金の対象児童（子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、次のア～エに掲げる者とする。

ア 子育て特別給付金支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童

イ 基準日において子育て特別給付金支給対象者に養育される高校生等

ウ 基準日において里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所し若しくは入院している高校生等の施設入所等児童

エ 基準日の翌日から令和4年3月31日までの間に出生した児童

第3 支援給付金の支給対象者

1 支援給付金は、次のア又はイに掲げる者、かつ、前養育者の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準ずる者に、別途、支給する。ただし、前養育者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び第4の対象児童のために前養育者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合を除く。

ア 令和3年9月分の児童手当受給者でなかったが令和4年3月分の児童手当受給者（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当受給者である者）になった者

イ 令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において高校生等を養育している者（所得額が児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額未満の者に限る。）

2 支援給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に2に規定する者（以下「支援給付金受給者等」という。）に対して支援給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① 基準日後に支援給付金受給者等が死亡した場合（この2の規定により支援給付金を支給される者が、当該者に対して支援給付金の支給が決定さ	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支
--	---

<p>れるまでの間に死亡した場合を含む。)</p>	<p>給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生等を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日の翌日から支援給付金の支給が決定されるまでの間に、支援給付金受給者等からの暴力を理由に避難し、当該支援給付金受給者等と生計を別にしている当該支援給付金受給者等の配偶者（現に第4に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合</p>	<p>左欄に掲げる当該支援給付金受給者等の配偶者</p>

第4 支援給付金の対象児童

第3に規定する者（以下「支援給付金支給対象者」という。）に支給される支援給付金の対象児童（支援給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、次のア、イに掲げる者その他これらに準ずる者とする。

ア 支援給付金支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者に係る児童）

イ 令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった

場合は申請時) において支援給付金支給対象者に養育される高校生等
様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第6条関係)

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)申請書

市区町村
受付印

支給市区町村(※申請時点の住民票所在市区町村)

大田市長

殿

記入日

令和 年 月 日

【誓約・同意事項】

- (1)申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2)他の市区町村から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給を受けていません。
- (3)子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、大田市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5)この申請書は、大田市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6)大田市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、大田市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、大田市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7)給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)を返還します。

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男・女	年 月 日	電話 ()
	DV避難者の場合は☑を記載ください	(離婚された方) 元配偶者の氏名	申請者の旧住所 (対象児童が令和3年9月分の児童手当の対象児童である場合は令和3年8月31日時点の住民票所在地、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地)
	<input type="checkbox"/>		

2. 対象児童(申請時点で養育している児童)

No.	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(高校生)に○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1		男・女	年 月 日		
2		男・女	年 月 日		
3		男・女	年 月 日		
4		男・女	年 月 日		

3. 確認事項

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付をすでに受給した者から、当該給付相当額を受け取っているか(以下「受領」という。)、または給付相当額が受給者によって2.の対象児童のために費消(以下「費消」という。)されているか、を確認します。

以下のいずれか該当する欄にチェック(☑)してください。

(1) 給付相当額を受領しておらず、費消されたことも承知していない。

(2) 給付相当額の一部又は全部を受領している、または費消されている。

→ 受領した額・費消された額をわかる範囲で記入してください。

総額

円

4. 申請額・請求額

①対象児童数(上記2.の人数)	人
②控除額(上記3.(2)で記入した額) ※上記3.(1)にチェックした場合は記入不要	円
③申請額・請求額(=①×10万円-②)	円

※例えば、①対象児童数が2人、②控除額が5万円の場合は、③は15万円となる(=2人×10万円-5万円)

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格A列4番)

5. 添付書類

令和4年3月分の児童手当(本則給付)の認定市町村(2月28日までに申請があった場合は申請時点における児童手当支給の認定市町村)から転居した場合や所属庁支給(公務員)である場合には、受給者であったことがわかる書類(支払通知書・認定通知書の写し等)を添付してください。

児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は、下記の書類その他必要な書類を添付してください。

① 令和4年2月28日(それ以前に申請する場合は申請日時点)までに離婚したことがわかる書類(離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等)又は9月以降の事情変更に関する必要な書類

※離婚協議中の場合は、令和4年2月28日時点(それ以前に申請する場合は申請日時点)で協議中であることがわかる書類(公的機関から発行された書類又は弁護士等、第三者により作成された書類)を添付してください。

② 住民票

6. 受取方法

口座をお持ちでない方、児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は下記に記載の上、届け出をお願いします。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ)
				口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通		
		2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※なお、口座開設が出来ない等、振込口座を指定していない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。

○児童手当振込口座を持っていないため、市区町村窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

附 則

この告示は、令和4年2月24日から施行し、令和4年2月8日から適用する。